



自動車保険



三井住友海上火災保険(中国)有限公司

MSIG A Member of MS&AD INSURANCE GROUP

強制保険



自動車交通事故責任強制保険

自動車交通事故責任強制保険(以下、「強制保険」とは、被保険自動車の交通事故に起因して被害者(被保険自動車の搭乗者と被保険者は含みません)を死傷、または被害者の財物を損壊した場合、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対し、てん補限度額内で保険会社が賠償する強制加入の賠償責任保険です。



忘れていませんか？強制保険

強制保険は強制加入の賠償責任保険です。

安心の第一歩はまず強制保険から。

「自動車交通事故責任強制保険条例」により

中華人民共和国国内道路で運転するすべての車両の所有者・管理者は強制保険に加入することが義務付けられています。

強制保険に加入していないと……

未加入の場合は法律などにより処罰されます。

公安機関交通管理部門は車両を差し押さえる権利があります。

車両所有者・管理者は、規定に基づき必ず契約する必要があります。

契約されない場合、保険料の2倍の罰金が課されます。

てん補限度額とは？

強制保険の契約におけるてん補限度額とは、被保険自動車の交通事故に起因して被害者を死傷させる、または被害者の財物を損壊した場合、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対し保険会社が一事故あたり負担する最高てん補金額を指します。

てん補限度額は死亡後遺障害てん補限度額・医療費用てん補限度額・財物損害てん補限度額及び交通事故において被保険者に過失がない場合の無過失てん補限度額に分かれます。

そのうち、無過失てん補限度額は無過失死亡後遺障害てん補限度額・無過失医療費用てん補限度額及び無過失財物損害てん補限度額に分かれます。



一事故のてん補限度額はいくら？

項目別てん補限度額	有過失の場合	無過失の場合
死亡後遺障害	110000	11000
医療費用	10000	1000
財物損害	2000	100

下記内容を必ずご確認ください

ご注意いただくこと

- ご契約される際、重要事項に関して保険会社へ事実を告知いただきます。
- 重要事項とは、車両の車種、メーカー型式、識別番号、登録番号、用途車種、車両所有者或いは管理者の氏名(名称)、性別、年齢、住所、身分証明書番号(身分証明書或いは統一社会信用コード)、継続前の該当車両の事故発生状況及び監督当局が規定したその他事項を含みます。
- 強制保険契約締結の際に、保険契約者は保険料全額を一括でお支払いいただきます。

免責事項

- 被害者の故意によって生じた交通事故の損害
- 被保険者の所有する財物及び被保険自動車上の財物が被った損害
- 被保険自動車の交通事故に起因する被害者の休業、運転停止、停電、断水、ガス停止、生産停止、通信またはネットワークの中断、データ紛失、電圧変化などにより生じた損害及び 被害者財物の市場価値変動に起因して生じた価値下落、修理後の価値低下に起因して生じた損害など、その他各種の間接損害
- 交通事故に起因して生じた仲裁または訴訟費用及びその他の関連費用

強制保険ご契約時のご注意

強制保険にご加入またはご使用期間の合法的權益を保護するために、下記の事項をご注意ください。

一、ご契約の過程

- 虚偽証券の発生を防ぐため、以下のチャネルを通じて強制保険をご契約ください。
 - 監督当局が承認した強制保険経営資格を持つ損保会社の営業拠点（詳細名簿はwww.circ.gov.cnをご参照ください）；
 - 上記損保会社が委託した、「保険代理機構法人許可証」または「保険兼業代理許可証」を取得している合法的な営業拠点；
 - 「保険代理従業人員資格免許証」を取得している営業担当；
 - 電話販売業務を行っている損保会社の全国統一の電話番号（詳細名簿と電話番号はwww.circ.gov.cnをご参照ください）；
- 強制保険を重複してご契約されないようご注意ください。更なる補償をご希望の場合、任意保険の第三者責任保険をご手配ください。
- 強制保険約款（特に保険責任、免責事項、契約者の義務、賠償処理及び証券内の特別約定など）の内容について必ずご確認ください。ご不明点があれば、保険会社或いは代理機構にお問い合わせください。
- 契約申込書の各項目内容の事実を正確に記入いただき、該当の証明資料をご提供ください。記入完了後、契約申込書にサインまたはご捺印ください。
- 「強制保険料率変動暫定法」により、交通事故履歴は強制保険料率変動比率に影響します。強制保険保険料計算内の変動係数をご確認ください。前年度または連続複数年無事故の場合、割引料率を適用されていることをご確認ください。
- 「中華人民共和国車船税暫定条例」により、車両使用者は車船税を納付する必要があり、保険会社は法律により代理徴収義務を負っているため、強制保険契約時に車船税の納付をお願いします。
- 手続き完了並びに保険料支払い後、保険会社に契約書の正本、強制保険標章、領収書など重要な書類を請求し、各書類に記載された情報に誤りがないかご確認ください。誤りがあった場合、ただちに保険会社に通知し正しい情報にご修正ください。
- 強制保険は以下に該当する場合、補償されません。
 - 被害者の故意によって生じた交通事故の損害；
 - 被保険者の所有する財物及び被保険自動車上の財物が被った損害；
 - 被保険自動車の交通事故に起因する被害者の休業、運転停止、停電、断水、ガス停止、生産停止、通信またはネットワークの中断、データ紛失、電圧変化などにより生じた損害及び被害者財物の市場価値変動に起因して生じた価値下落、修理後の価値低下に起因して生じた損害など、その他各種間接損害；
 - 交通事故に起因して生じた仲裁、または訴訟費用及びその他関連費用。
- 強制保険は以下に該当する場合、補償されません。規定を満たす被害者の救援費用に限り立替えます。
 - 無免許運転。
 - 飲酒運転。
 - 被保険自動車が盗難されている期間に発生した事故。
 - 被保険者の故意によって生じた交通事故。立替えた救援費用について、保険会社は加害者に求償することができます。

二、保険期間

- 強制保険の標章を被保険自動車の指定位置に設置してください。
- 保険有効期間内に、被保険自動車が譲渡、改装、加装、用途車種を変更する場合、ただちに保険会社に通知の上変更の手続きをお願いします。
- 通常の保険期間は一年間であり、満期になった際には遅滞なく継続手続きを行ってください。

三、保険金お支払いの過程

- 交通事故発生時には、ただちに交通管理部門及び保険会社に通知の上合理的に必要な救護措置を実施し、また現場査定と事故調査にご協力ください。
- 人身死傷がなく、且つ車両以外の損害がない場合、下記の方法にて強制保険の保険金お支払いプロセスを簡素化できます：
 - 交通事故で無過失の場合、相手車両の損害賠償額は、有過失側の強制保険無過失財物損害てん補限度額の範囲で代りにお支払いすることができます。詳細な手続き方法は「強制保険理赔実務規程」の通りです（www.iachina.cnをご参照ください）。
 - 双方ともに責任がある場合、契約者の引受保険会社に強制保険の財物損害てん補限度額の範囲でご自身の車両損害を直接賠償請求できます。詳細な手続き方法は「強制保険財産損害「互碰自賠」処理方法」の通りです（www.iachina.cnをご参照ください）。
- 保険会社の保険金お支払いプロセスの監督にご協力ください。
 - 保険会社は賠償請求を受けた後、1営業日以内に契約者に書面によって提供すべき関連資料を通知します。契約者は通知に従って事故の性質、原因、損害程度などの証明資料をご提供ください。ご提供いただいた資料が不完全な場合、保険会社はただちに契約者へ通知します（またはwww.iachina.cn強制保険理赔単証を合わせてご参照ください）。
 - 各種証明・資料をご提供いただいた後5日以内に、保険責任範囲内であるかどうかについて決定し、結果を契約者に通知します。
 - 保険金お支払い事由に該当しない場合、保険会社は結果確定後3日以内に契約者に保険金のお支払いをお断りする旨の通知を提示し、書面で理由を説明します。保険金お支払い事由に該当する場合、保険会社は賠償協議後10日以内に賠償を履行する義務を負います。

当社の事故問い合わせセンター：4008—832—836

強制保険の情報、状態及び保険金お支払い状況について当社のホームページにてご確認ください。

自動車総合任意保険(基本補償)



第三者責任保険

保険期間内において被保険者または被保険者が許可した有資格運転手が被保険自動車使用中に発生した突発事故に起因して第三者を死傷または第三者の財物を損壊した場合、免責事項に該当しない法律上の損害賠償責任を負うことにより被る損害について、保険会社は保険契約の約定に従い強制保険の各項目で補限度額を超過した部分に対して保険金をお支払いします。

主な賠償責任



- ◆被保険自動車運転中に歩行者・自転車に接触して相手を死傷させた
- ◆被保険自動車運転中にその他の車両と接触して相手の車両を損壊した
- ◆被保険自動車運転中に電柱・高速道路中央分離帯などに接触して公共施設を損壊した

てん補限度額：保険契約時に保険契約者と保険会社が協議の上、毎回の事故の最高てん補限度額を約定します。

ご契約時のアドバイス：人身傷害賠償金額はますます高額になり、高級車も増えています。強制保険のてん補限度額は限りがあるため、ご自身の資産を守るため、事故によって生じる賠償責任を全面的に補償可能な高額な補償をおすすめします。

主な免責事項



本商品には過失免責率などの免責条項がありますので、賠償責任の自己負担部分を減少するために、基本補償免責ゼロ特約をご付帯いただくことをお勧めします。



搭乗者責任保険

保険期間内において被保険者または被保険者が許可した有資格運転手が被保険自動車使用中に発生した突発事故に起因して被保険自動車の搭乗者を死傷させた場合、免責事項に該当しない法律上の損害賠償責任を負うことにより被る損害について、保険会社は保険契約の約定に従い保険金をお支払いします。

主な賠償責任



- ◆突発事故により搭乗者を死傷させた際の賠償費用
- ◆搭乗者の治療及び回復のために必要な合理的費用
- ◆後遺障害賠償金或いは死亡賠償金

てん補限度額：保険ご契約時に保険契約者と保険会社が協議の上、毎回の事故の最高てん補限度額を約定します。

主な免責事項



本商品には過失免責率などの免責条項がありますので、自己負担部分を軽減するために、基本補償免責ゼロ特約をご付帯いただくことをお勧めします。

自動車総合任意保険(基本補償)



車両損害保険

保険期間内において被保険者または被保険者が許可した有資格運転手が被保険自動車使用中に契約書に明記した原因によって生じた被保険車両の直接損害及び被保険自動車の損害を防止或いは減少のために支出した合理的な救援費用について、保険会社は保険金をお支払いします。

主な賠償責任				
	衝突	転落	追突	落石
	暴雨、洪水	火災、爆発	電害、台風	土石流

→ **すごい！まるで新車みたい！**
 保険事故に起因して被保険自動車が損害を被った場合、修理が可能な場合は修理を行っていただくことが原則となります。

主な免責事項



本商品には過失免責率などの免責条項がありますので、自己負担部分を軽減するために、基本補償免責ゼロ特約をご付帯いただくことをお勧めします。



全車盗難保険

保険期間内において免責事項に該当しない被保険自動車に関する下記損害と費用について、保険会社は保険契約に基づき保険金をお支払いします。

- ◆被保険自動車が盗難、強奪、略奪された場合で、県以上の公安刑事部の立案捜査を経て、満60日が経過しても行方が分からない場合の全車損害
- ◆被保険自動車が盗難、強奪、略奪された過程で被った損害またはそれに起因して紛失した自動車付帯の部品・付属設備の修理に必要な合理的費用
- ◆被保険自動車が強奪、略奪された過程で被った損害の修理に必要な合理的費用

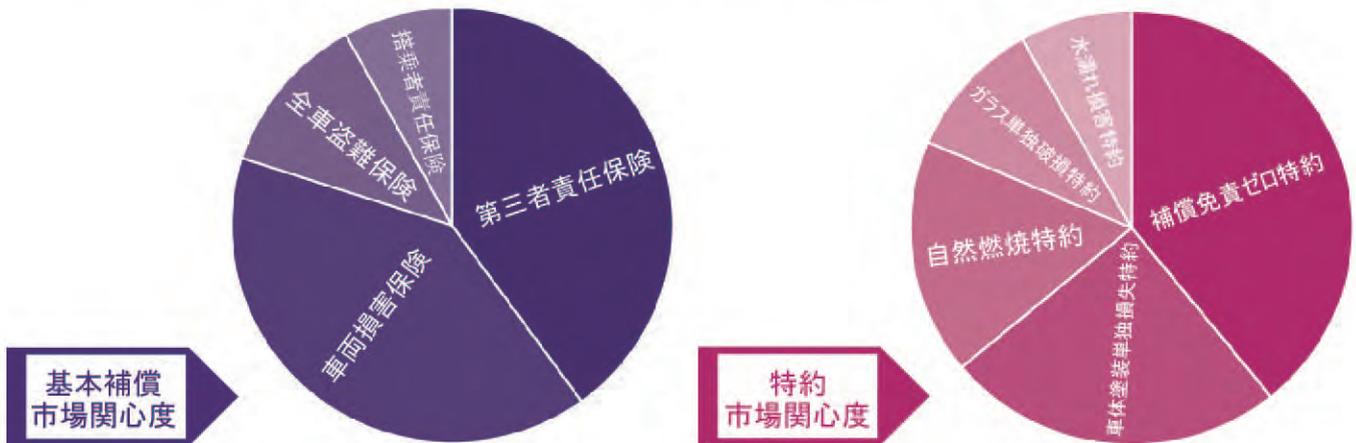
免責率

- (一)全車損害の場合、絶対免責率は20%となります。
- (二)全車損害の場合、被保険者が保険金請求時に車両登録証明書、車両の購入経歴証明書を提出できなかった場合、1項目不足するごとに1%の絶対免責率が追加されます。

本商品には過失免責率などの免責条項がありますので、自己負担部分を軽減するために、基本補償免責ゼロ特約をご付帯いただくことをお勧めします。

自動車総合任意保険（特約）

こんなさまざまな特約をどう選んだらいいのかなあ～？



補償免責ゼロ特約

保険事故に起因して損害が生じた場合、補償範囲内の免責金額に対し、保険会社は保険金をお支払いします。



Q 補償免責ゼロ特約のメリットは？

車両損害保険、第三者責任保険及び一部の付加特約にはいずれも過失割合免責率が存在します。免責率は保険契約者の自己負担が必要です。補償免責ゼロ特約をご付帯いただくと、免責率の該当部分は保険会社が保険金をお支払いします。

A



責任割合 免責率	副次 過失	同等 過失	主要 過失	全 過失
車両損害	5%	10%	15%	20%
第三者責任	5%	10%	15%	20%
搭乗者責任	5%	10%	15%	20%

例 自損事故が発生した場合、被保険自動車は全過失割合を負い、過失割合免責率は20%になります。

免責ゼロ特約	損害額	保険金	自己負担
付帯する	10000円	10000円	0円
付帯しない	10000円	8000円	2000円

自己負担分計算式：10000×20%=2000

免責事項

- ◆ 車両損害保険の約款に列記された事故ごとの絶対免責額
- ◆ 第三者が賠償責任を負うべきである場合、第三者を見つけないことができないことで適用される免責金額
- ◆ 被保険自動車が積載規定に違反していたことで追加された免責金額
- ◆ 被保険自動車が盗難された場合に、被保険者が保険金請求時に車両登録証明書・車両購入履歴証明を提供できなかった際の支払い免責金額
- ◆ 本特約を付帯できるが、付帯しなかった補償で約定した免責金額
- ◆ 本特約を付帯できない特約で約定された免責金額

補償免責ゼロ特約は必ず基本補償、特約とセットでご契約いただきます。

セットプラン

お客様に適した保険商品を選択できるように、弊社はお客様のニーズに合わせ3つのパッケージプランをご用意しました。お客様はご自身のニーズに合わせパッケージプランを自由にご選択いただけます。

ご不明点がございましたら、弊社営業スタッフまでお問い合わせください。

セットプラン	基本プラン	安心プラン	豪華プラン
任意保険 基本補償	第三者責任保険 車両損害保険	第三者責任保険 搭乗者責任保険 車両損害保険	第三者責任保険 搭乗者責任保険 車両損害保険 全車盗難保険
任意保険 付加補償	ガラス単独損害特約 車体塗装単独損害特約	ガラス単独損害特約 車体塗装単独損害特約 水濡れ損害特約	ガラス単独損害特約 車体塗装単独損害特約 水濡れ損害特約 自然燃焼特約
		車両損害保険当て逃げ特約	車両損害保険当て逃げ特約
	補償免責ゼロ特約	新増加設備損害特約	新増加設備損害特約 修理工場指定特約
		補償免責ゼロ特約	修理期間費用補償特約 精神損害慰問金特約
プラン説明	<p>基本プランは最も基本的な補償をご提供します。第三者責任保険は第三方への賠償責任を負い、車両損害保険は本車両の偶発的な損害を補償します。保険料は比較のお求めやすく設定しています。</p> <p>基礎レベルの補償のため、複雑な車両使用環境及び道路状況には対応できません。大きな損害が生じた場合、保険限度額超過部分は自己負担になります。保険を付帯しても十分に補償できないケースもあります。</p> <p>本プランは豊富な車両管理経験と規範がある会社または運転経験あり交通安全を重視する慎重なお客様に適します。</p>	<p>安心プランは基本プランをベースに、第三者責任保険のてん補限度額を上げ、搭乗者責任保険を追加することにより補償範囲を更に拡大したプランです。同時に、水濡れ損害特約を追加し、車両に関する安全に関し主要な補償をご提供できます。また、車両損害特約の当て逃げの場合にも対応できます。</p> <p>お得な保険料と十分な補償を同時に満たし、多くの事故に対応できます。</p> <p>本プランは大部分のお客様の主要ニーズに合わせたプランであり、自保専門家も本プランをお薦めします。</p>	<p>豪華プランはより全面的な補償で賢明なお客様の信頼に応えるプランです。基本補償と特約のセットにより、車両使用中の様々な事故についてお客様に全面的な補償をご提供します。</p> <p>多くのお客様はリスクマネジメントを重視し、保険を活用してリスク分散をしています。全面的補償の豪華プランは様々な状況に応じることができ、会社の安定経営と個人の財務の安全に貢献できます。少しの保険料で、多くの安心な補償を得られ、便利で安全な本プランをお薦めします。</p>
推薦指数	★ ★	★ ★ ★	★ ★ ★ ★ ★

ご契約まで4つのステップ シンプル&スピーディー



お見積もり

オーダーメイドプラン迅速且つ正確にお見積もりを作成いたします

お車の台数、車種、用途、走行エリアといった情報に基づき正確にお見積もりを作成いたします。

ご契約申し込み

専門知識を備えたスタッフが親身に保険加入をサポートします

営業スタッフが、正式なご契約手続きをサポートします。また保険相談を承ります。

保険料お支払い

保険料先払い制度が適用されます。お支払い手続きは簡単です。

保険料の着金確認次第、保険証券を発行し、タイムリーに発効します。

保険証券お届け

お宅まで証券をお届け
お客様にお手間を取らせません

タイムリーに保険証券をお届けし、お客様にお手間を取らせずご契約いただけます。

- 保険申込書を正確にご記入ください。ご契約される前に必ず別添保険約款をお読みいただき、特に補償内容、免責、保険契約者及び被保険者の義務などについての内容をよくご確認ください。
- 車両保険に関するご不明点については、弊社までお問い合わせください。
- お届けする保険証券は、内容をご確認の上、大切に保管してください。誤りがあった場合は速やかに弊社までご通知くださいますようお願い申し上げます。

ご注意ください

ご契約必要資料

初回ご契約のお客様

1. 被保険自動車の車両通行証または登録証のコピーをご提供ください
2. 契約者は「法人または組織」の場合、統一社会信用コード証をご提供ください
3. 契約者が「自然人」の場合、契約者と被保険者の身分証明書のコピーをご提供ください
4. 車両通行証を取得していない場合、新車購買領収書及び合格証をご提供ください

弊社でご継続のお客様

二年目または複数年弊社で契約継続する被保険車両は、昨年度の違法記録だけをご提供ください。



保険プランのご提案

お車の台数、車種、用途、走行エリアといった情報に基づき、リスク状況・補償ニーズ・ご予算を総合的に検討し、お客様にぴったりの保険プランをご提案いたします。また、ご契約手続きをサポートします。

契約継続のご案内

ご契約が満期を迎える際には、弊社から満期のご案内をお送りします。継続契約のご確認を早めに行い、保険の付帯漏れがないようサポートします。お客様にお手間を取らせず、スムーズにご契約の更新手続きを行います。



ご自身での照会

被保険者は下記の方法によりご契約内容と保険金お支払い情報をご確認いただけます：

1. 電話
2. WEB
3. 保険会社窓口

上記の方式により正確、便利、迅速に情報を照会することができます。ご不明点がございましたら弊社までお問い合わせください。



Web



万一事故に遭われた場合のお手続きの流れ

事故発生

被保険自動車に事故が発生した場合、速やかにハザードランプを点灯ください。夜間事故の場合はさらにハイビームとテールランプを点灯してください。人身事故の場合は120番に連絡し、救護措置を優先してください。自損事故でない場合は110交通警察署へ事故を届け出てください。事故車両が事故現場から移動できない場合、後方50～100mの所に反射板などの警告標識(高速道路では150m以上)を置き、二次災害発生の防止措置を講じてください。

ご注意ください: 事故発生後に運転または車両を放棄して事故現場を離れないでください。



1 事故報告

事故が発生した場合には、直ちに弊社へご連絡ください。三井住友海上へのご連絡は:4008-832-836まで。弊社では保険金お支払い担当を迅速に手配し、保険金のお支払い・警察への事故届出をサポートします。緊急の場合は、警察署への事故届出を優先してください。



2 現場調査損害確認

事故発生のご報告をいただいた後、弊社は現場調査員を速やかに手配し、事故車の損害確認を行います。



3 損害確定

事故車両の修理を開始する前に、修理項目・修理方法・修理金額などの確認作業を実施いたします。修理に当たっては事前に弊社までご連絡ください。

ご注意ください: 保険会社の確認を経ずに第三者と示談を進められた場合、賠償金額全体を保険で補償できない場合がありますのでご注意ください。



4 保険金請求資料のご準備

事故処理に当たっては弊社案内に基づき関連の保険金請求資料を取り揃えてください。事故処理に関して疑問点がございましたら弊社へご連絡ください。弊社へのご連絡は: 400-832-836まで。



5 保険金請求資料のご提出

事故車両などの損害が確定致しましたら、迅速に保険金をお支払いするため、弊社からご案内する保険金請求資料をを早めにご提出ください。



6 保険金査定

保険金請求資料をご提出いただきましたら、弊社は迅速に保険金の算定作業を行い、算定結果をお客様にご連絡致します。



7 保険金のお受け取り

協定した保険金お支払い方式と保険契約の約定に基づき、弊社は速やかに保険金をお支払いします。



特色のある保険金お支払いサービス

「一対一、全フロー」で専任担当により親切なサービス



事故発生のご報告をいただきましたら、弊社は理賠専任担当を手配し、タイムリーにお客様と連絡を取らせていただきます。また、対応の経過をお客様にご報告の上、全プロセスでフォローします。ご不明点がございましたら保険金お支払い担当へご連絡ください。安心をご提供します。

日本語・中国語2か国語で事故受付対応

専用ダイヤルのオペレーターが事故状況をお伺いし、24時間365日、日本語・中国語2か国語で対応して事故受付をサポートします。



小額案件の簡易な保険金支払い



小額案件の場合、弊社が業務委託する専門のアジャスターが現場で写真による車両損害確認書を作成することにより、修理工場に対する確認時間を節約できます。また、自損事故の場合、損害責任が明確であれば現場査定、事故証明を免除することができます。

保険金先払い後の車両修理

保険金請求資料の電子版をご提供いただいた場合、先に保険金をお支払いできます。修理後保険金請求資料を弊社までご提出してください。

